

船員法施行規則等の一部を改正する省令 案について

船員の資格の創設等〈海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成29年法律第21号）〉

MLC条約*の概要

○船員の雇用条件、居住設備、食料及び供食、医療、厚生、社会保障などに関する国際的な統一基準を規定

*2006年の海上の労働に関する条約

STCW条約*の概要

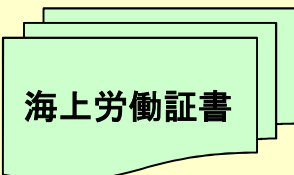
○船員の訓練要件、資格証明、当直などに関する国際的な統一基準を規定

*1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

条約の改正

船員法改正による国内法化

MLC条約の改正内容



※法定検査に合格することより、国際基準に適合していることを証する書類として、国際航海に従事する船舶ごとに交付

【検査項目の追加】

現在14項目

- ➔ **16項目に変更**
(2項目追加)
 - ✓ 船員の送還に係る保険付保
 - ✓ 船員の勤務中の傷病、死亡等に係る保険付保

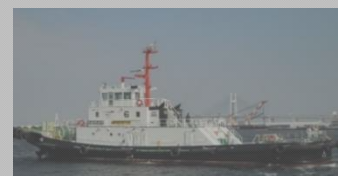
【有効期間の延長】

現在5年間

- ➔ **5ヶ月間延長**
 - ✓ 検査の結果、証書の交付を受けることができる船舶であって、従前の証書の有効期間の満了までに証書の交付を受けることができなかったものについて、延長可能

STCW条約の改正内容

【天然ガス燃料船に乗り組む船員に必要な資格の新設】



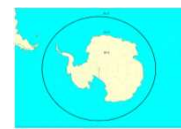
天然ガス燃料船「魁」

- 船長等一定の船員に対し、天然ガス燃料船に乗り組む場合の知識・技能の習得を義務づけ
- ✓ ガス燃料の管理・使用
 - ✓ 非常時の対応 等

【極水域を航行する船舶に乗り組む船員に必要な資格の新設】



北極海



南極海

- 船長等一定の船員に対し、**氷海を航行する場合の知識・技能の習得を義務づけ**
- ✓ 航海計画
 - ✓ 航海術
 - ✓ 航海設備の取扱い 等

IMO・ILO関係条約の改正関係スケジュール（想定）

STCW条約関係

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978
我が国の状況: 昭和57年(1982年)5月27日批准、昭和59年(1984年)4月28日発効

◆天然ガス燃料船の資格新設

IGFコード改正を受けた
STCW条約の改正の採択
MSC95 H27.6

※一定船員に知識・技能の習得を義務付け

発効済み
H29.1.1

国内法施行済み
H29.10.1

◆極水域を航行する船舶の資格新設

ポーラーコード改正を受けた
STCW条約の改正の採択
MSC97 H28.11

※一定船員に知識・技能の習得を義務付け

発効
H30.7.1

国内法施行(予定)
H30.7.1

海上労働条約関係

2006年の海上の労働に関する条約
MALITIME LABOUR CONVENTION, 2006
我が国の状況: 平成25年(2013年)8月5日批准、平成26年(2014年)8月5日発効

◆海上労働証書に係る検査項目追加

MLC送還等の規範改正の採択
ILO特別三者委員会 H26.4

発効済み
H29.1.18

国内法施行済み
H29.11.18

◆海上労働証書に係る有効期間延長

MLC証書の規範改正の採択
ILO特別三者委員会 H28.2

発効(予定)
H31.1.8

国内法施行(予定)
H31.1.8

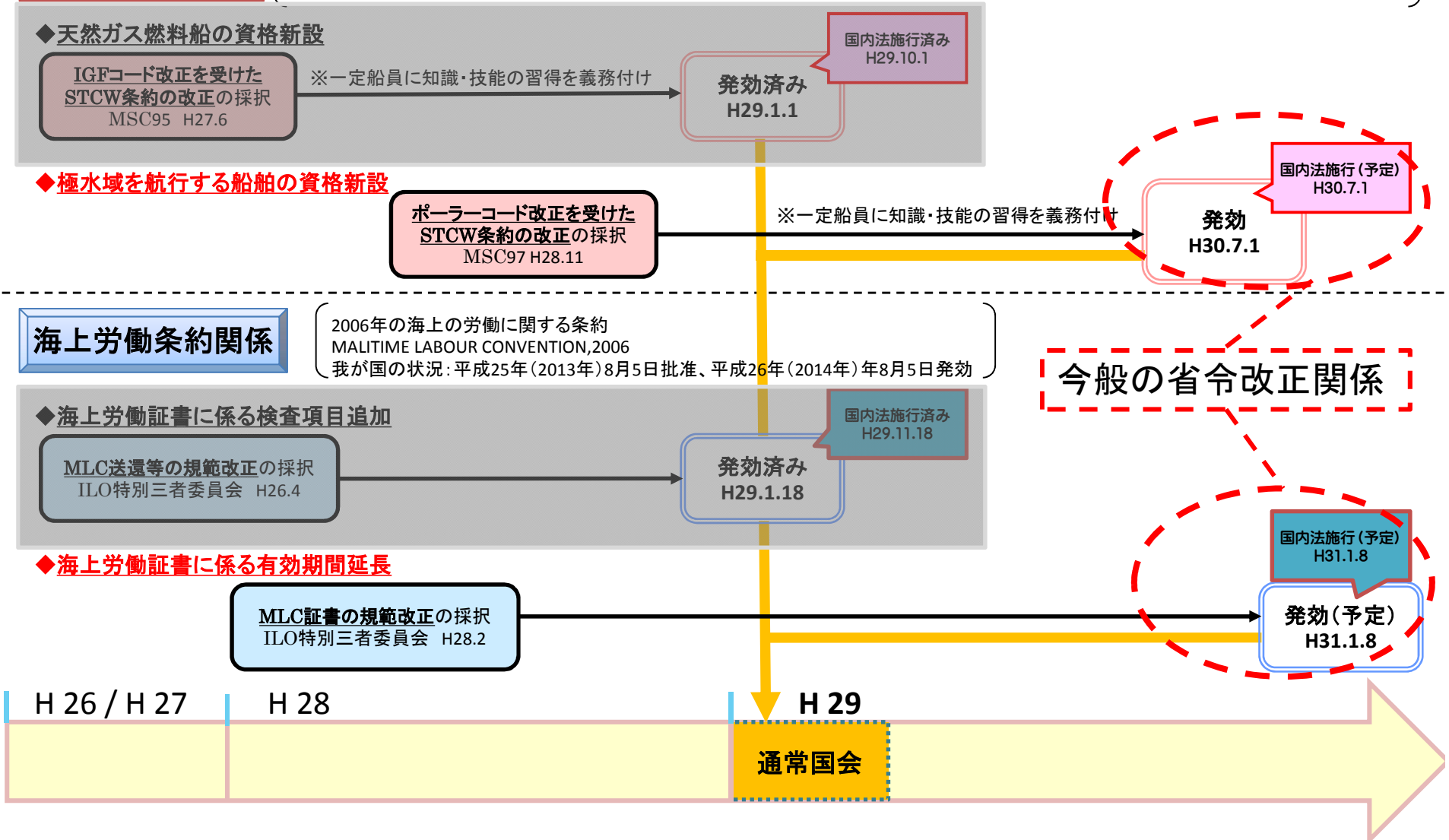
今般の省令改正関係

H 26 / H 27

H 28

H 29

通常国会



省令改正（案）の概要〔その1〕

船員法施行規則の規定事項(案)

特定海域を航行する船舶に係る特定海域運航責任者の資格について

① 特定海域の指定

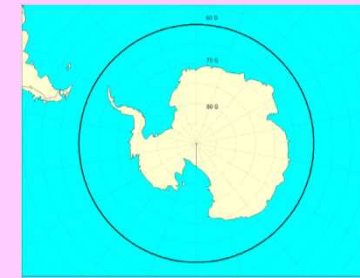
特定海域は、海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表1の5で定める北極海域及び南極海域(*)とする。

(*) SOLAS条約に定める海域と同一。

北極海域



南極海域



② 特定海域運航責任者の乗組み基準

特定海域を航行する船舶には、以下の海域の状況及び職務に応じ、甲種特定海域運航責任者及び乙種特定海域運航責任者の証印を受けた者の乗組み基準を規定することとする。

(1) 条約締約国が発給した条約に適合する資格証明書（甲種）を有する者（水先人等）の配乗がない場合

ア 海氷及び陸氷が存在しない特定海域

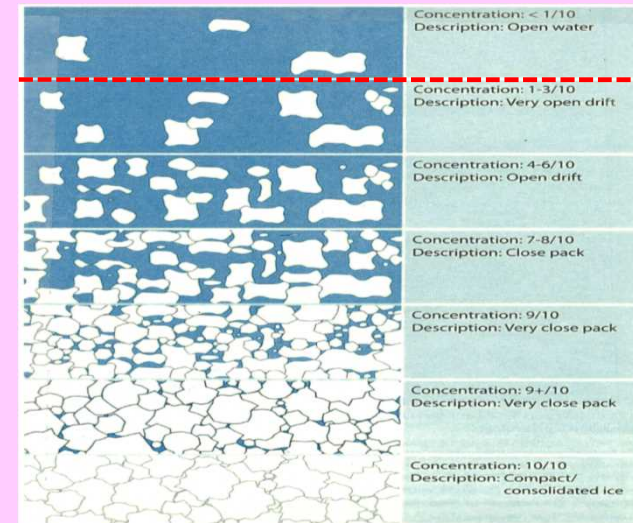
- ・ 特定海域運航責任者の資格必要なし

イ 海氷の密接度が十分の一未満である特定海域

- ・ 船長及び一等航海士 ⇒ 乙種
- ・ 甲板部の当直を行う職員 ⇒ 乙種

ウ ア及びイ以外の特定海域（陸氷等が存在している場合）

- ・ 船長及び一等航海士 ⇒ 甲種
- ・ 甲板部の当直を行う職員 ⇒ 乙種



氷の密接度

省令改正（案）の概要〔その2〕

(2) 条約締約国が発給した条約に適合する資格証明書（甲種）を有する者（水先人等）の配乗がある場合

ア 海氷及び陸氷が存在しない特定海域

- ・ 特定海域運航責任者の資格必要なし

イ ア以外の特定海域

- ・ 船長及び一等航海士 ⇒ 乙種
- ・ 甲板部の当直を行う職員 ⇒ 乙種

③ 特定海域運航責任者の職務

甲種・乙種それぞれの特定海域運航責任者について、それぞれその職務を規定することとする。

✓ 甲種特定海域運航責任者：

- ・ 特定海域を航行する際の指揮監督
- ・ 特定海域における気象及び海象の把握並びに安全な航海計画の監督

✓ 乙種特定海域運航責任者：

- ・ 特定海域を航行する際の位置、進路及び速力の把握
- ・ 特定海域における気象及び海象の把握
- ・ 特定海域を航行する際の各設備の作動状況の確認及び安全な航海計画の作成

省令改正（案）の概要〔その3〕

④ 特定海域運航責任者の認定等

特定海域運航責任者の認定について、その認定基準、申請方法等を規定することとする。

- ✓ 甲種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
 - 1 乙種特定海域運航責任者資格の認定
 - 2 特定海域を航行する船舶において、船長又は甲板部の職員として2か月の乗船履歴
 - 3 登録講習課程の修了

- ✓ 乙種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了

⑤ 特定海域運航責任者の有効期間等

特定海域運航責任者の認定の有効期間を5年間とし、更新について、その認定基準、申請方法等を規定することとする。

- ✓ 甲種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了
又は
特定海域を航行する船舶において、船長又は一等航海士として2か月の乗船履歴

- ✓ 乙種特定海域運航責任者の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
国土交通大臣が定める基準に適合する講習の修了
又は
特定海域を航行する船舶において、甲板部の職員として2か月の乗船履歴

省令改正（案）の概要〔その4〕

⑥ 登録講習

特定海域運航責任者の資格取得に必要な講習の内容、講習実施機関の登録の詳細等を規定することとする。

✓ 甲種特定海域運航責任者に係る登録学科講習の内容：

・ 航海計画及び報告	6 時間	
・ 船舶設備の使用限度	3 時間	
・ 特定海域における安全	3 時間	
・ 海氷における船舶の運航及び操縦性能	9 時間	計 2 1 時間

特定海域航行に係る航海日誌への記載等について

- ・ 特定海域への入域時及び出域時又は海氷等の状況が変化した際に、その概要を航海日誌に記載することとする。
- ・ その他所要の改正を行うこととする。

省令改正（案）の概要〔その5〕

船員労働安全衛生規則の規定事項(案)

- ・ 船員法施行規則の改正に合わせて文言の修正等を行うこととする。

船員の労働条件等の検査等に関する規則の規定事項(案)

- ・ 定期検査を外国において受けた場合その他の事情により、定期検査に合格した後速やかに、海上労働証書の交付を受けることが困難である場合に従前の海上労働証書の有効期間を5ヵ月間延長できることとする。
- ・ その他所要の改正を行うこととする。